議案第1号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、新居浜市惣開町乙1番23、乙31番13、乙31番21、乙701番、乙709番1及び乙709番2の地先公有水面埋立地42,826.13平方メートルは、新居浜市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

提案理由

公有水面埋立地は、新居浜市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するため、 本案を提出する。

参照条文

地方自治法(昭和22年法律第67号) 抜粋

[市町村区域内に新たに生じた土地の確認及び届出]

- 第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 (省略)

